

# 中学校の教育職員免許状取得希望者 各位

(予告)

## 令和2年度「介護等の体験」申請期間等について

本学では、例年、後期日程（10月以降）に実施している「介護等の体験」について、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、特別支援学校での介護等の体験の実施期間が、前期日程・後期日程の区別なく9月からの実施となったため、申請期間が短くなりますので、あらかじめお知らせします。

実施要項等及び申請に必要な書類は、5月11日に配布できるよう準備します。各部局からの周知をお待ちください。

令和2年度介護等の体験

**申請期間（予定）： 令和2年5月11日 ～ 5月22日（2週間）**

※今後の状況によっては、さらに期間が変更になる場合があります

なお、今回、新型コロナウイルス感染症の影響で、特別支援学校及び福祉施設共に、受け入れ枠が体験希望者数を下回る可能性があるとのことで、その場合には、最終年次の学生が優先されます。今後の状況によっては、希望する学生全員を配当できない場合がありますことをご承知いただければと思います。

真に中学校教諭免許状の取得を目指す者のみが申し込むよう、今一度、進路について熟考願います。

以下、「令和2年度介護等の体験」についての概要です。ご確認ください。

### ○「介護等の体験」について

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」等が平成10年4月1日から施行されたことに伴い、平成10年度以降に学部・大学院及び科目等履修生として入学した者で中学校普通免許状を取得しようとする者は、「介護等の体験」を義務づけられた。同法律の制定の趣旨は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員の資質の向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、障害者(児)、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講じるために制定されたものである。

### ○令和2年度「介護等の体験」該当者

平成30年度(またはそれ以前)学部入学者

平成10年4月以降に新たに大学院及び科目等履修生として入学した者

### ○実施施設・学校等、実施期間

実施主体	実施施設・学校等	実施期間:令和2年度実施分 令和2年9月～令和3年2月(予定)	
社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	社会福祉施設(保健所等を除く) その他の施設(老人保健施設、 指定国立療養所 等)	原則として、 月曜～金曜日の連続した5日間	計7日間
宮城県教育委員会 仙台市教育委員会	特別支援学校	月曜～金曜日の連続した2日間	

### ○「介護等の体験」の実施内容

- (1) 障害者(児)、高齢者に対する介護、介助
- (2) 障害者(児)、高齢者の話し相手
- (3) 散歩の付き添いなどの交流等の体験
- (4) レクリエーションや運動会等の行事の手助け
- (5) 受入施設等の職員に必要とされる業務の補助等